

大阪府建設工事競争入札参加資格審査における等級区分評点等の一部見直しについて

大阪府が発注する建設工事の競争入札参加資格審査における等級区分評点等について、次のとおり見直すこととし、平成21・22年度の入札参加資格審査(登録)から適用します。

○ 等級区分評点等の一部を見直します。

公共工事の入札参加者に義務付けられた経営事項審査は企業評価における「物差し」として、また、企業経営の実際に与える影響も大きいと、よりの確に企業実態や技術力などを反映したものとなるよう平成20年1月に評価項目や基準が改正されました。このため、所要の改正を行うこととしました。

※新たな項目及び基準による経営事項審査の結果は、従来の項目及び基準によるものと比較してその評点分布が大きく異なることが想定されていることから、平成21年度資格審査の等級が平成20年度の認定等級と変更となる府内業者(大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者)については、経営環境などの変化に柔軟に対応し得るよう、平成21年度は従来等級(平成20年度)を希望できるものとします。(詳細は、大阪府電子調達(電子入札)ホームページを参照してください。)

平成21年度(改正後)

【建設工事競争入札参加資格】

■工事種類別の等級区分及び工事金額

工事の種類	等級	等級区分評点	工事金額
土木一式工事	AA	1410以上	13億5000万円以上
	A	1180 ~ 1409	3億5000万円以上 13億5000万円未満
	B1	1040 ~ 1179	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	B2	840 ~ 1039	9000万円以上 1億8000万円未満
	C	750 ~ 839	9000万円未満
	D	749以下	2000万円未満
建築一式工事	AA	1370以上	8億円以上
	A	1120 ~ 1369	6億円以上 12億円未満
	B1	960 ~ 1119	3億5000万円以上 6億円未満
	B2	840 ~ 959	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	C	760 ~ 839	5000万円以上 1億8000万円未満
	D	759以下	5000万円未満
電気工事 管工事	A	1070以上	2億円以上
	B1	930 ~ 1069	1億円以上 2億円未満
	B2	800 ~ 929	5000万円以上 1億円未満
	C	750 ~ 799	2000万円以上 5000万円未満
	D	749以下	2000万円未満
舗装工事	A	960以上	1600万円以上
	B	830 ~ 959	1000万円以上 3000万円未満
	C	829以下	1600万円未満

※等級区分評点=経営事項審査点数(P点)+地元点(100点)+福祉点(8点)+ISO点(4~12点)

- ・経営事項審査点数とは、工事種別に応じた経営事項審査の結果の総合評定値を示す。
- ・地元点は、府内業者(大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者)に加算する。
- ・福祉点は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している者に加算する。
- ・ISO点は、ISO9001又はISO14001の認証(参加を希望する工事種別に係るものに限る。)を取得している者に加算する。
- ・新たな経営事項審査において防災協定を締結している者の加点幅が拡大されたことにより、主観点としての防災協定点は取り止めました。

注)地元点、福祉点及びISO点は希望する者に加算する。

平成20年度(現行)

■工事種類別の等級区分及び工事金額

工事の種類	等級	等級区分評点	工事金額
土木一式工事	AA	1410以上	13億5000万円以上
	A	1180 ~ 1409	3億5000万円以上 13億5000万円未満
	B1	1040 ~ 1179	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	B2	880 ~ 1039	9000万円以上 1億8000万円未満
	C	790 ~ 879	9000万円未満
	D	789以下	2000万円未満
建築一式工事	AA	1370以上	8億円以上
	A	1120 ~ 1369	6億円以上 12億円未満
	B1	960 ~ 1119	3億5000万円以上 6億円未満
	B2	880 ~ 959	1億8000万円以上 3億5000万円未満
	C	800 ~ 879	5000万円以上 1億8000万円未満
	D	799以下	5000万円未満
電気工事 管工事	A	1070以上	2億円以上
	B1	930 ~ 1069	1億円以上 2億円未満
	B2	840 ~ 929	5000万円以上 1億円未満
	C	790 ~ 839	2000万円以上 5000万円未満
	D	789以下	2000万円未満
舗装工事	A	960以上	1600万円以上
	B	870 ~ 959	1000万円以上 3000万円未満
	C	869以下	1600万円未満

※等級区分評点=経営事項審査点数(P点)+地元点(100点)+福祉点(8点)+ISO点(4~12点)+防災協定点(5点)

- ・経営事項審査点数とは、工事種別に応じた経営事項審査の結果の総合評定値を示す。
- ・地元点は、府内業者(大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者)に加算する。
- ・福祉点は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している者に加算する。
- ・ISO点は、ISO9001又はISO14001の認証(参加を希望する工事種別に係るものに限る。)を取得している者に加算する。
- ・防災協定点は、経営事項審査において大阪府域内における防災活動に関する協定を締結しているものと認められた者で、建設機械を自己保有し災害復旧工事等に貢献できると認められる者に加算する。

注)地元点、福祉点、ISO点及び防災協定点は希望する者に加算する。

平成21年度 等級区分評点の改正にかかるQ&A

等級区分評点の変更について

Q 1 21年度の等級区分評点の見直しはどのようにされたのですか？

A 1 公共工事の入札参加者に義務付けられた経営事項審査は、企業評価における「物差し」として、公正かつ実態に則した評価基準の確立を目的に平成20年1月に制度が改正されました。
新たな項目及び基準による経営事項審査の結果は、従来の項目及び基準によるものと比較して、その評点分布が大きく異なることが想定されていますので、現行の等級区分評点にあたる影響を出来るだけ少なくするように留意しながら等級区分評点を見直すことにしました。

緩和措置について

Q 2 経審制度の改正の影響で、ランクが下がる（上がる）ことになり、直ぐには経営環境の変化に対応しきれません。何か救済する方法を考えられていないのですか？

A 2 新制度経審は、従来の項目及び基準によるものと比較してその評点分布が大きく異なることが想定されていますので、平成21年度資格審査の等級が平成20年度の認定等級に比べ変更となる府内業者（大阪府の区域内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を置く者）の方は、経営環境などの変化に柔軟に対応し得るよう、平成21年度は従来等級（平成20年度）を希望できることにしました。

主観点の見直しについて

Q 3 なぜ、防災協定点を主観点として加点しないのですか？

A 3 平成18年度の経審改正では「防災協定点」の総合評定値（P点）は3点ですが、平成20年1月の経審改正で「防災協定点」の総合評定値（P点）は23点となり、防災活動への貢献度に対する加点幅が拡大されたことから、主観点としての「防災協定点」は取り止めることにしました。